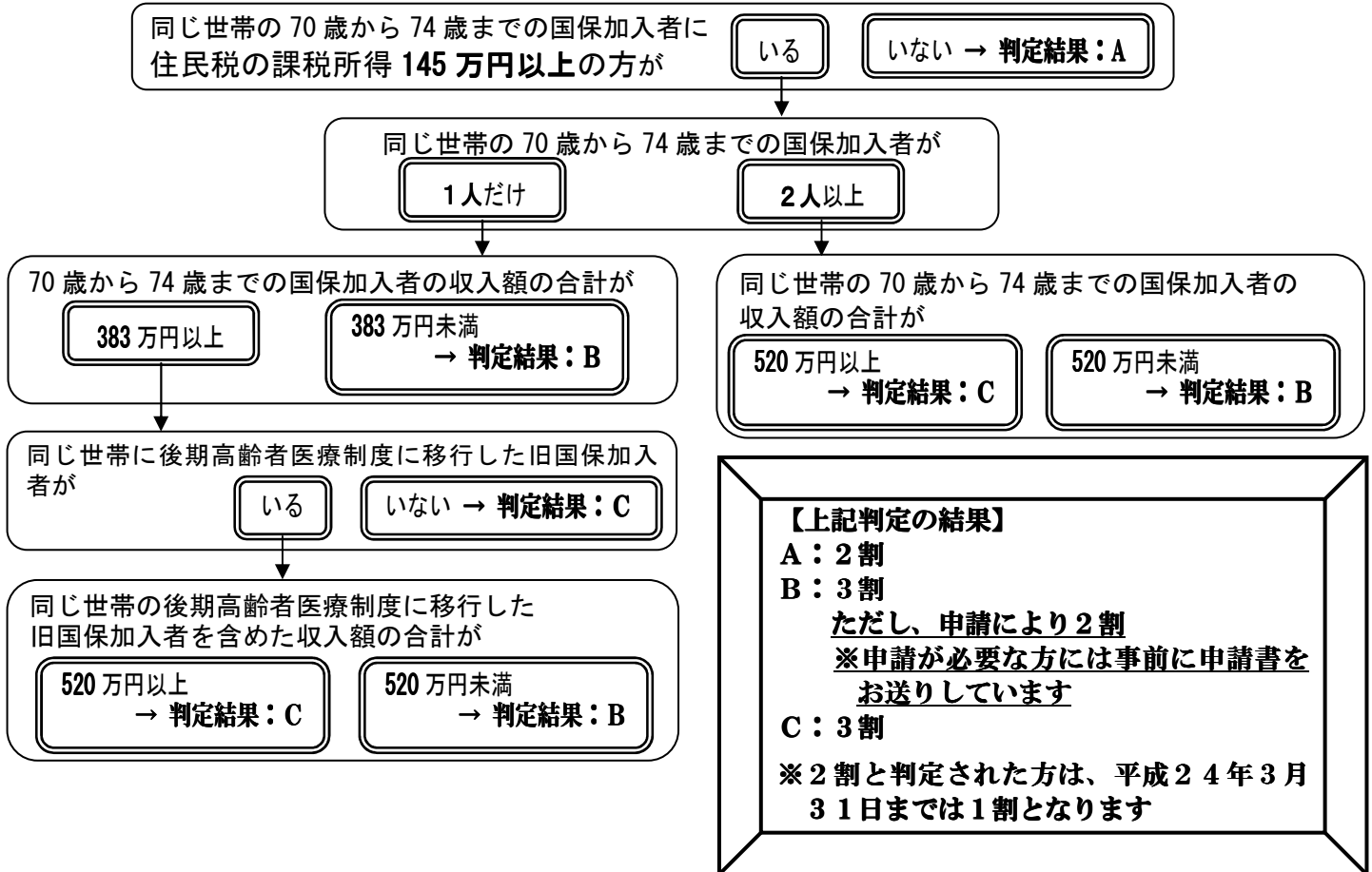


国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合の判定方法

高齢受給者証の一部負担金の割合の判定方法は、次のとおりです。



注)	住民税の課税所得とは・・・	4月～7月の判定	
		前年度住民税に係る合計所得金額から各種控除の合計を差し引いた金額	
		8月～翌年3月の判定	
		現年度住民税に係る合計所得金額から各種控除の合計を差し引いた金額	
	収入とは・・・	1月～7月の判定	前々年の収入
		8月～12月の判定	前年の収入
		給与収入・・・給与所得控除前の金額	
		年金収入・・・公的年金等控除前の金額	
		その他の収入(不動産、事業、一時、譲渡等)・・・必要経費を引く前の金額	

～ 問い合わせ先 ～

八戸市国保年金課 ⑩番窓口 電話43-2111 (内線245・275)